給水申請から水道使用開始までのフローチャート(流れ図)

給水申請書の提出(工事事業者)

※基本提出書類
・給水装置工事申請書(B4厚紙)
・様式1　給水装置工事申込書(表裏有)
・様式3　給水工事施工承認申請書
・公図，謄本(管埋設土地全てのもの)

※市道の道路規制がある場合
以下の書類を各2部ずつ提出
・工事箇所位置図
・道路規制図
・道路保安施設標準図
・掘削復旧断面図・平面図
・迂回路図(全面通行止時)

※県道占用がある場合
以下の書類を各2部ずつ提出
・断面図・平面図
・道路構成図(土木事務所のもの)
・現場写真(前後撮影のもの)
・工事箇所位置図
・道路規制図
・道路保安施設標準図
・掘削復旧断面図・平面図
・迂回路図(全面通行止時)

※ 一般住宅に給水装置を新設する場合
以下の書類を提出すると加入金の減免(33,000円)を受けられます
・石岡市水道事業水道加入金の特別措置に関する減免申請書
・建築確認済証
・住宅の間取り図

配管状況により，申請書のほか，給水同意書，念書，水利計算書等の提出をお願いする場合があります。

給水申請の承認(水道課)

・提出書類の確認
・現地調査
・設計審査
・加入金・手数料の決定

申請から承認までの期間

※通常
およそ2週間

※市道の道路規制がある場合
およそ1ヶ月

※県道占用がある場合
およそ2ヶ月

各関係部署へ申請(水道課)

・警察署へ道路工事実施協議書を提出
・土木事務所へ道路占用許可申請書を提出(県道占用時)

納付書の発行(水道課)

・水道加入者分担金
・設計審査手数料
・竣工検査手数料
・道路占用手数料(県道占用時)

・道路工事実施協議書(表紙)

納付書の支払(工事事業者)

・納付書の受取
・加入者分担金等の納付
※納付は当市指定の金融機関にてお願いします。
・消防署へ道路工事届出書の提出
・警察署へ道路使用許可書の提出
・取出立会日を水道課に連絡

工事の施工(工事事業者)

取出立会(工事事業者・水道課)

取出立会時確認事項

・水圧試験　0.75Mpa　10分間
・管上測定，管芯測定
・オフセット3点測定
・穿孔片確認
・常水圧測定
・防食フィルム取付

工事の竣工(工事事業者)

※基本提出書類
・様式4　工事竣工届
・様式5　給水装置使用開始届
・オフセット図，竣工図(設計変更時)
・工事写真

※物件工事中の水道料金を工事事業者が負担する場合
・様式5　給水装置使用開始届
・確約書
を工事事業者名義で提出してください。

※工事使用終了後，物件引渡し時
工事事業者名義の
・様式5　給水装置使用中止届
給水装置使用者名義の
・様式5　給水装置使用開始届

埋設位置状況などの理由により，申請時より設計配管に変更があった場合，竣工図の提出をお願いします。

工事写真は取出部，量水器周りそれぞれの着工前，配管状況，完成の写真の提出をお願いします。

水道課都合により取出立会ができなかった場合，取出立会時確認事項についても写真提出をお願いします。

竣工検査(水道課)

・竣工検査
・検査合格後，メーター器の貸与・取付

水道使用の開始